

2021 年 第 34 回全日本 420 級セーリング選手権大会
兼 全日本女子 420 級セーリング選手権大会
第 7 回全日本 U17 420 級セーリング選手権大会

プロテスト委員会から選手と監督・コーチへのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

○規則に違反し、免罪にあたらぬ場合、抗議されたか否かに関わらず、ペナルティー（リタイアの場合もあります）を履行して下さい。

- リタイアする場合は、指示 19.5 に従ってください。
- 違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、履行すべきペナルティーが決まっていますので、自ら違反したことをプロテスト委員会に申し出てください。

○他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。「ジャッジも見ていたのに抗議してくれなかった」と不満に思うのは間違いです。

特に規則 2（公正な帆走）の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が艇を抗議することもあります（規則 69 に基づいてそれ以上の処置が取られることもあります）。そのような違反としては、例えば：

- a) 意図的に規則違反する。
- b) 規則違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- c) 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇（競技者）を威嚇する。
- d) 相手をだまして有利を得ようとする。

2. 支援艇と外部の援助

- 支援艇の代表者及びドライバーは注意深く指示 23 を読んでください。
- 規則 41（外部の援助）は、その艇の準備信号から適用されます（第 4 章前文、定義「レース中」）。

3. 推進方法 – 規則 42 と付則 P

World Sailing Rule42 Interpretation（規則 42 の World Sailing 公式解釈）の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます： JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます：

- a) 1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません（規則 44.2, P2.1）。
- b) 今大会中、2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません。（規則 P2.2、P2.3）
- c) 課されたペナルティーがリタイアの場合でも、そのレースがその後、延期、ゼネラルリコールまたは中止され、再スタートまたは再レースとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます。（規則 P3）
- d) ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。それが 1 回目のペナルティーの場合には、艇は、2 回転ペナルティーを行った後に、フィニッシュ・ラインのコース・サイドからもう一度フィニッシュする必要があります（規則 44.2）。
- e) プロテスト委員会艇は通常は引き波の影響をレース艇に与えないように操船します。ただし、乗艇しているジャッジが黄色旗を高く掲げているときは、規則 42 違反をした艇に近づこうとしています。引き波の影響を与えてしまうかもしれませんが、艇に早くペナルティーを伝えるためですので、ご理解下さい。

2021年 第34回全日本420級セーリング選手権大会
兼 全日本女子420級セーリング選手権大会
第7回全日本U17 420級セーリング選手権大会

f) 付則 P に基づくジャッジの処置に対する救済要求は規則 P4 に基づき厳しく制限されています。与えられる場合でも、その救済には2回転ペナルティーを履行したことによるロスは、多くの場合、考慮されません。

付則 P に基づくペナルティーを課された場合には、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。ただし、ジャッジから艇に説明しに行くことは、基本的に致しません。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解できなかった場合には、陸上で説明を受けることもできます。説明を受ける場合、監督やコーチを伴うこともできます。

4. 調停

今大会には付則 T (調停) が適用されています。

選手が海上で自らの違反に気づかず回転ペナルティーを履行できなかった場合、レース後に監督・コーチと相談するなどして違反に気づくことができれば、審問前であればいつでも「レース後ペナルティー」を履行することができます。今大会では、「レース後ペナルティー」は30%の得点ペナルティーです。

5. 審問室の環境

審問はクラブハウスにあるプロテスト委員会室で実施します。新型コロナウイルス感染防止の観点から、審問はマスク着用にて広い空間と対人距離の確保および遮蔽スクリーンを設置し、十分な換気をしながら行う予定です。発熱、喉の痛みやせき等の体調に異変がある当事者は申し出てください。なお、今回は感染拡大防止の観点から審問の当事者以外の人(オブザーバ)が審問を傍聴することは認めません。

6. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と審問開始予定時刻は、公式掲示板に掲示されます(指示 17.3)。必ず掲示をご確認下さい。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、判決を行うことがあります(規則 63.3(b))。

7. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり(真実を証言しないことも含む)すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69(不正行為)に基づく重いペナルティーが課されることがあります。

8. OCS, ZFP, UFD または BFD と記録されたことに対する救済要求

OCS, ZFP, UFD または BFD と記録された艇が、レース委員会の誤りを主張して規則 62.1(a)に基づき救済要求することがありますが、救済が与えられるためには、艇は、自艇が正しくスタートしていたという主張を証明する証拠を提示する必要があります。

例えば、OCS, ZFP, UFD または BFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時(あるいはその1分前から)のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

9. ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠

審問においてビデオ映像等を再生するのに必要な機器の手配・準備は、その証拠を提供しようとする当事者が行って下さい。全ての当事者とパネルメンバーが同時に見ることができる再生機器等を準備してください。

10. 審問の再開

審問の当事者が審問の再開を要求した場合、以下の2つの場合に限り、審問を再開します(規則 M4)。

- 判決を変えるかもしれない新たな証拠がある。
- プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

最初の審問でも示すことができたはずの証拠(例えば証人による証言)は、新たな証拠とは見なされませんので、たとえ判決を変えるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません(ケース 115)。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

11. プロテスト委員会への質問

選手や監督・コーチは、規則（レース公示や帆走指示書を含む）の解釈や、プロテスト委員会の方針や手続きについて、プロテスト委員会に質問することができます。

必要なら、書面または [RacingRulesOfSailing.org](https://www.RacingRulesOfSailing.org) のフォームにてプロテスト委員会事務局へ提出して下さい。全競技者への公平性のために、質問と回答は公式掲示板で掲示して公開します。（氏名等の個人が特定される情報は公開しません。）

2021 年 12 月 20 日
プロテスト委員長
伊藤 大貴